	3　日本国は、二国間又は多数国間の協定（既存の協定及びＴＰＰ協定を除く。）に基づき各国に対して異なる待遇を与える措置であって、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　漁業 (b)　海事（海難救助を含む。）
現行の措置	

十六　分野	農業
小分野	酪農業
産業分類	肉用牛生産業 ＪＳＩＣ　〇一二一　酪農業 ＪＳＩＣ　〇一二二　肉用牛生産業
関連する義務	市場アクセス（第八・七条）
概要	投資の自由化 日本国は、酪農業及び肉用牛生産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第十条
十七　分野	運輸業・事業サービス
小分野	航空運輸業
産業分類	
関連する義務	最恵国待遇（第八・九条及び第八・十七条） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
概要	日本国は、航空に関係する二国間又は多数国間の協定に基づく措置であって、第八・六条２(b)(i)から(iv)まで及び第八・十四条２(b)(i)から(iv)までに規定するサービスに関するものを採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

附属書Ⅲ　設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者、投資家及び短期の商用訪問者

（この附属書中英国の表は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

日本国の表

設立を目的とした商用訪問者

1　英国の設立を目的とした商用訪問者に認められる日本国における滞在期間は、九十日を限度とする。

2　英国の設立を目的とした商用訪問者に認められる日本国における滞在期間は、二国間の査証免除措置に基づき日本国によって英国の国民又は市民に許可される権利に影響を及ぼすものではない。

企業内転勤者

3　英国の企業内転勤者に認められる日本国における滞在期間は、五年を限度とする。

投資家

4　英国の投資家に認められる日本国における滞在期間は、五年を限度とする。

短期の商用訪問者

5　英国の短期の商用訪問者は、日本国において一時的に滞在する間、第八・二十七条に定める条件に適合する業務連絡（物品の販売又はサービスの提供のための交渉を含む。）その他これに類似する活動に参加することが認められる。

6　英国の短期の商用訪問者に認められる日本国における滞在期間は、九十日を限度とする。

7　英国の短期の商用訪問者に認められる日本国における滞在期間は、二国間の査証免除措置に基づき日本国によって英国の国民又は市民に許可される権利に影響を及ぼすものではない。

同行する配偶者及び子

8　3又は4の規定に基づいて日本国への入国及び日本国における一時的な滞在を許可された英国の自然人に同行する配偶者及び子については、原則として当該自然人に許可された日本国における一時的な滞在期間と同一の期間、日本国への入国及び日本国における一時的な滞在が許可される。ただし、当該配偶者及び子が、当該自然人から扶養を受け、及び出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に定める「家族滞在」の在留資格に基づいて認められる日常的な活動に従事することを条件とする。

9　8の規定に基づいて日本国への入国及び日本国における一時的な滞在が許可された配偶者については、申請に基づき、出入国管理及び難民認定法に従って日本国政府の許可を受けることを条件として、その在留資格を就労することが認められるものに変更することができる。

10　この表の規定の適用上、「配偶者」又は「子」とは、日本国の法令に従って認められる配偶者又は子をいう。

附属書Ⅳ　契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家

（この附属書中英国の表は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

日本国の表

契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家

1　英国の契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家は、日本国において一時的に滞在する間、サービスの提供に係る業務活動であって次の活動に該当するものに従事することが認められる。

(a)　物理学、工学その他の自然科学若しくは法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の技術若しくは知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの

(b)　日本国にある大学若しくはこれに準ずる教育機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育を行う活動であって、出入国管理及び難民認定法に定める「教授」の在留資格に基づいて認められるもの

(c)　日本国の法令に基づく資格を有する次の自然人が提供する法律サービス

(i)　「弁護士」としての資格を有する弁護士
(ii)　「弁理士」としての資格を有する弁理士
(iii)　「海事代理士」としての資格を有する海事代理士
(iv)　「司法書士」としての資格を有する司法書士
(v)　「行政書士」としての資格を有する行政書士
(vi)　「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士
(vii)　「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士

(d)　日本国の法令に基づく「外国法事務弁護士」としての資格を有するサービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス

(e)　日本国の法令に基づく「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(f)　日本国の法令に基づく「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

2　1(a)に定める自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、自然人が、原則として大学教育（学士若しくは短期大学を卒業することによって授与される短期大学士又はこれらと同等のもの）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いなければ従事することができない活動をいう。

3　1に規定する業務活動の制限については、付録Ⅳに定める。

4　英国の契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家に認められる日本国における滞在期間は、五年を限度とする。

同行する配偶者及び子

5　1から4までの規定に基づいて日本国への入国及び日本国における一時的な滞在を許可された英国の自然人に同行する配偶者及び子については、原則として当該自然人に許可された日本国における一時的な滞在期間と同一の期間、日本国への入国及び日本国における一時的な滞在が許可される。ただし、当該配偶者及び子が、当該自然人から扶養を受け、及び出入国管理及び難民認定法に定める「家族滞在」の在留資格に基づいて認められる日常的な活動に従事することを条件とする。